

均等割の低所得者軽減早見表（令和6年度）

※当該表は均等割のみの計算例で、所得が43万円を超えると別途、所得割が発生

被保険者数（世帯） （※3）		7割軽減該当				5割軽減該当				2割軽減該当				
		介護なし		介護あり		介護なし		介護あり		介護なし		介護あり		
※5	1人	対象	所得（※4）		43万	対象	所得（※4）		72 ⁵ 万	対象	所得（※4）		97 ⁵ 万	
			給与収入		98万		給与収入		127 ⁵ 万		給与収入		152 ⁵ 万	
			年金収入（※1）		168万		年金収入（※1）		197 ⁵ 万		年金収入（※1）		222 ⁵ 万	
		均等割額	軽減後	13,800	17,700	均等割額	軽減後	23,000	29,500	均等割額	軽減後	36,800	47,200	
			軽減前	46,000	59,000		軽減前	46,000	59,000		軽減前	46,000	59,000	
			軽減額	▲ 32,200	▲ 41,300		軽減額	▲ 23,000	▲ 29,500		軽減額	▲ 9,200	▲ 11,800	
	2人	対象	上に同じ				対象	所得（※4）		102万	対象	所得（※4）		152万
			給与収入（※2）		157万			給与収入（※2）		228 ⁷ 万				
			年金収入（※1,2）		227万			年金収入（※1,2）		277万				
		均等割額	軽減後	27,600	35,400	均等割額	軽減後	46,000	59,000	均等割額	軽減後	73,600	94,400	
			軽減前	92,000	118,000		軽減前	92,000	118,000		軽減前	92,000	118,000	
			軽減額	▲ 64,400	▲ 82,600		軽減額	▲ 46,000	▲ 59,000		軽減額	▲ 18,400	▲ 23,600	
	3人	対象	上に同じ				対象	所得（※4）		131 ⁵ 万	対象	所得（※4）		206 ⁵ 万
			給与収入（※2）		199 ⁵ 万			給与収入（※2）		306 ⁷ 万				
			年金収入（※1,2）		256 ⁵ 万			年金収入（※1,2）		332万				
		均等割額	軽減後	41,400	53,100	均等割額	軽減後	69,000	88,500	均等割額	軽減後	110,400	141,600	
			軽減前	138,000	177,000		軽減前	138,000	177,000		軽減前	138,000	177,000	
			軽減額	▲ 96,600	▲ 123,900		軽減額	▲ 69,000	▲ 88,500		軽減額	▲ 27,600	▲ 35,400	
	4人	対象	上に同じ				対象	所得（※4）		161万	対象	所得（※4）		261万
			給与収入（※2）		241 ⁵ 万			給与収入（※2）		381 ⁵ 万				
年金収入（※1,2）			286万		年金収入（※1,2）			404 ⁶ 万						
均等割額		軽減後	55,200	70,800	均等割額	軽減後	92,000	118,000	均等割額	軽減後	147,200	188,800		
		軽減前	184,000	236,000		軽減前	184,000	236,000		軽減前	184,000	236,000		
		軽減額	▲ 128,800	▲ 165,200		軽減額	▲ 92,000	▲ 118,000		軽減額	▲ 36,800	▲ 47,200		
5人	対象	上に同じ				対象	所得（※4）		190 ⁵ 万	対象	所得（※4）		315 ⁵ 万	
		給与収入（※2）		283 ⁵ 万			給与収入（※2）		449 ⁵ 万					
		年金収入（※1,2）		315 ⁵ 万			年金収入（※1,2）		469 ⁴ 万					
	均等割額	軽減後	69,000	88,500	均等割額	軽減後	115,000	147,500	均等割額	軽減後	184,000	236,000		
		軽減前	230,000	295,000		軽減前	230,000	295,000		軽減前	230,000	295,000		
		軽減額	▲ 161,000	▲ 206,500		軽減額	▲ 115,000	▲ 147,500		軽減額	▲ 46,000	▲ 59,000		

※1 65歳以上の方の場合

※2 収入額は、1人のみの収入の目安で、2人以上の収入があった場合は参照不可

※3 特定同一世帯所属者の人数も含める。

※4 特定同一世帯所属者や擬制世帯主の所得も含める。

※5 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金所得者（年金収入60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上）は2人目から1人につき10万円を加算

均等割の法定軽減の判定基準

軽減割合	基礎控除		被保数加算
	ベース	税制改正影響による人数加算	
7割	43万	(給与所得者等の数(注1) - 1) × 10万	—
5割			29.5万 × 被保数(注2)
2割			54.5万 × 被保数(注2)

注1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金所得者（年金収入60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））

加算対象者：納税義務者（擬制世帯主を含む）、被保険者、特定同一世帯所属者

注2 同じ世帯の中で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険に移行した方（＝特定同一世帯所属者）を含む

注 擬制世帯主の所得は判定対象に含むが、※2の人数にはカウントしない。特定同一世帯所属者の所得も判定所得に含める。

注 事業主は専従者控除を行う前の所得で、専従者は専従者給与がなかったものとして計算

注 65歳以上の方の年金収入が110万円を超えた金額を特別控除する（最大15万円）